ちょっと待って！袋に入れる前に プラ マークの確認を！

# ▶プラスチック製容器包装の分別徹底のお願い◀

プラスチック製容器包装の収集は、平成23年12月から全市で開始し、平成24年11月末で1年が経過しました。この間に、約630ｔのプラスチック製容器包装を回収することができました。市民の皆さんの分別へのご協力に感謝いたします。

皆さんのご協力で着実に回収量が増加してきており、プラスチック製容器包装の分別も定着してきましたが、いまだに「容器包装ではないプラスチック製品」や「ペットボトル」などの間違えやすいものの混入が見受けられます。また、生ごみなどの汚れが付着したものや刃物などの危険物が混入していることもあります。

今一度、プラスチック製容器包装の対象と出し方を確認していただき、分別の徹底にご協力をお願いします。

## プラスチック製容器包装って？

プラスチック製の容器や包装で、中身の商品を取り出したり使った後で不用になったもののことです。対象となるものには、目印となるプラマークが付いています。

プラ ← **プラマークを必ず確認！**

## ❖回収に出すときは❖

- ◆中身は残さず使い切る
- ◆汚れは洗って取る

## 対象とならないもの

▶間違えやすいもの

○**プラスチック製品ではあるが、容器や包装では無いもの**

〈例〉歯ブラシ、スポンジ、バケツ、ビデオテープ、CD、プラスチック製のスプーン・フォークなど

○**ペットボトル** 1 PET ←このマークがついたものはペットボトルです。プラスチック製容器包装ではありません。

▶汚れたもの、危険なものなど

食べ残しなどで汚れたプラスチック製容器包装、生ごみ、紙おむつ、びん、たばこの吸い殻、汚物、ライターや刃物などの危険物など

ごみや資源・プラスチック製容器包装の分別についてのチラシを平成24年12月に市内各家庭に配布していますので、分別の際にご活用ください。

問合先　廃棄物対策課リサイクル推進係

# ✸注意✸ 自分の土地は自分で守る！

## 不法投棄や不適正処理に利用されないために

土地の所有者(管理者、占有者)が、土地の管理を十分に行わず、使用用途や事業計画を十分に確認しないまま、安易に土地を他人に貸してしまった結果、廃棄物の不法投棄や使用済み家電製品の不適正処理に利用されてしまう事例が発生しています。

不法投棄や不適正処理は犯罪行為であり、行為者が片付けることになりますが、行為者が特定できない場合は土地の所有者や管理者が片付けることになります。

このような事態にならないよう、次の事に注意し、自分の土地は自分で守り、安易に土地を貸さないようにしてください。

### 土地を守るために▶▶▶▶▶▶

ごみはごみを呼ぶ　**少量でもごみを放置すると、さらなる不法投棄の原因に**

- ●自分の所有地を定期的に見回り、草刈りや侵入防止の柵、立て看板を設置する
- ●うまい話があっても、安易に土地を貸さず、使用用途や不明な点を十分確認する
- ●土地の利用計画に必要な許可や資格を持っているか確認する
- ●契約は口頭ではなく、不適正処理防止や契約解除などを明示した書面で契約を結ぶ

問合先　市廃棄物対策課廃棄物対策係